

医系学生奨学貸付金規定

新潟県民主医療機関連合会

2020年12月11日改定

- 第1条 新潟県民主医療機関連合会（以下 新潟民医連）は、全日本民主医療機関連合会の綱領（以下 民医連綱領という）のもと、新潟民医連の医療活動ならびに、諸運動の発展を保障する後継者を育成することを目的としてこの奨学貸付金制度を定める。
- 第2条 この奨学貸付金制度は民医連綱領を理解し、奨学生活動に参加することを希望する医系学生への経済的援助を目的とする。
- 第3条 この奨学貸付金を希望する者はこの規定を承認し、別に定める申請手続きを行わなければならない。新潟民医連は申請を審査の上奨学貸付金適用の可否を決定する。認められたものは新潟民医連と奨学貸付金契約を締結する。
- 第4条 この奨学貸付金は現に在学中の学生であって、第2条にもとづき申請を行い、理事会の審査により奨学貸付金の受給が決定した者に適用される。なお、併給が禁止されている奨学金を貸与されている学生には適用しない。
- 第5条 奨学金を受けたことにより新潟民医連加盟法人へ勤務義務が発生するものではない。ただし、返済義務を免れるものではない。また、奨学貸付金受給を理由に、待遇上で不利益な扱いはない。
- 第6条 奨学貸付金の額は別に定める。奨学貸付金は各月毎に末日までに支給する。
- 第7条 奨学生は新潟民医連が招集する企画には積極的に参加するよう努めなければならない。
- 第8条 奨学生が次のいずれかに該当したとき、この契約は解除される。
- ①退学したとき。
 - ②心身の故障のため、就学の見込みがなくなったと認められたとき。
 - ③死亡したとき。
 - ④奨学生であることを辞退したとき。
 - ⑤その他、第2条に定める目的を達成する見込みがなくなったとき。
- 第9条 留年・休学した場合は支給停止措置を行う。場合によっては契約の解除を行うことがある。
- 第10条 奨学貸付金受給期間が終了した者および第8条、第9条によりこの契約を解除された者は1ヶ月以内に奨学貸付金の返済を開始しなければならない。
- 返済期間は原則として受給期間の2倍以内、最長でも6年まで(特別奨学貸付金を利用した場合は12年まで)とし、年利1%の利息を付加する。
- 利息の計算は受給期間が終了した翌月を起点とする。
- ただし、受給期間終了後1ヶ月以内に一括返済する場合は無利息とする。
- 返済については申請書にある連帯保証人もその責を負わなければならない。
- 第11条 奨学貸付金の返済は免除されることがある。免除の基準は別に定める。
- 第12条 この規定に定められていない事項については、その都度理事会が決定する。
- 第13条 この規定の改廃は理事会が行う。

奨学貸付金貸与額基準

医系学生奨学貸付金規定第 6 条による奨学貸付金の額は次による。

(1) 奨学貸付金

- | | |
|---------------|-----------------|
| ① 医学科 1 年~6 年 | 上限 月額 100,000 円 |
| ② 医学科以外の医系学生 | 月額 40,000 円 |

(2) 特別貸付金

医学科 1 年~6 年 月額 100,000 円までを限度とする。

各学年 5 名まで。特に経済的に困難な学生に、新潟民医連が認めた場合貸付ける。

奨学貸付金返還免除基準

(返済免除について)

- ・医系学生奨学貸付金規定第 10 条による奨学貸付金のうち、奨学貸付金貸与額基準の定める(1)奨学貸付金を受けた学生が卒業後、新潟民医連加盟法人に正職員として採用され勤務する場合には、勤続月数に応じて返還を免除する。
- ・ただし、医学部医学科については、卒業後 2 年間の初期研修期間は適用せず、新潟民医連で勤務開始後 36 カ月以上経ったときに、その期間（初期研修期間も含む）に相当する奨学貸付金の免除が発生する。その後は 12 カ月を経る毎にその期間の免除が発生する。
- ・新潟民医連事業所で専門医受験資格を得られない基本領域の研修に限り、外部研修前の段階で帰任する意向が確認された場合、帰任し 24 ヶ月経過した段階で外部研修期間も含め返済を免除するものとする。また、臨床研修期間も同時に返済免除期間になるものとする。

(返済猶予について)

- ・初期研修修了後、専門医資格を取得するために 3 年目以降に外部研修を行う場合は、基本領域の専門医受験資格を取得する期間のみ返済を凍結することができる。受験資格取得後に帰任し、新潟民医連で勤務した場合、返済免除規定の適用が再開される。
- ・外部研修前の聞き取りの段階で、専門医取得後、新潟民医連加盟事業所で勤務する意向が確認された場合、専攻医の期間は返済を猶予することができる。またその期間は利息も凍結される。
- ・専門医受験資格取得後、新潟民医連加盟事業所で勤務しなかった場合、凍結期間も含めて利息を計算し返済するものとする。

(医学生以外の医系学生)

1 ヶ月の返済免除を行う金額は次の算定式による。

$$\text{勤続 1 ヶ月の返済免除額} = \frac{\text{奨学貸付金支給総額}}{\text{奨学貸付金支給月数}}$$